

# 「グループ保険&遺族附加年金事業」説明希望連絡票



〈個別に説明を希望される方は、下記番号へFAXしてください。〉

連絡票の提出締切日

令和5年8月7日(月)

※上記の締切日にかかわらず早めのご提出をお願いします。

下記の【個人情報のお取扱いについて】に同意いたします。

氏名、連絡先等をご記入ください。

まずはお電話させていただきます。

氏名	フリガナ
職員番号	
所属名	
連絡先	- -
連絡する時間帯	:  ~  :  を希望

FAX提出先 FAX : (096) 325-7762 明治安田生命保険相互会社

## 【個人情報のお取扱いについて】

本説明希望連絡票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、鹿児島県職員生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

## 【個人情報の利用目的】

本説明希望連絡票に記載の個人情報については、鹿児島県職員生活協同組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)

をご参照ください。

鹿児島県職員生活協同組合

・本保険の加入案内

生命保険会社

・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い

・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

・その他保険に関連・付随する業務

## ご請求について

●ご請求の際は、鹿児島県職員生活協同組合へお電話ください。その後、請求書類を送付させていただきます。

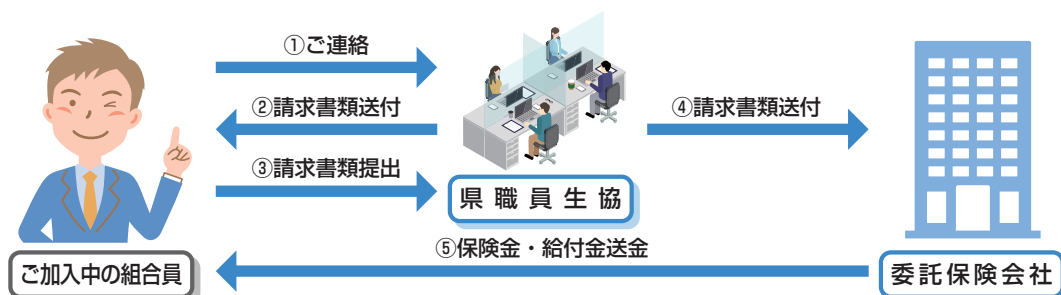
鹿児島県職員生活協同組合

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁内)

県職員生協 総務部

TEL 県庁内線5834・直通099-286-5451

## ご請求の流れ



制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-23-団-005513 MY-A-23-団-005514 MY-A-23-企-005515

MY-A-23-医-005516 MY-A-23-特疾-005517

MYG-A-23-訴-281 MYG-A-23-L-282 MYLP-チ-23-健サ-034

グループ保険 & 遺族附加年金事業

# 加入ガイドブック

NEW 遺族附加年金事業に「こども育英年金コース」が導入されます!!

制度一覧と加入資格 P.1~5

医療サポート制度 P.20

責任開始期(加入日)

令和6年1月1日

健康サポート・キャッシュバック P.6

所得サポート制度 P.21

申込締切日

令和5年8月18日(金)

グループ保険 & 遺族附加年金事業 P.7~16

賠償サポート制度 P.22

特定疾病サポート制度(健康情報活用型) P.17~19

各制度の退職後のお取扱いについて P.23

パンフレットはこちらの「みんなのMYポータル」からご参照ください



団体共通ID : a0000186 パスワード : ecpr8962  
掲載先アドレス : <https://be4.meijiyasuda.co.jp/>

## ○閲覧可能期間

令和5年7月25日(火)~令和6年12月31日(火)

## ○印刷物でのパンフレットが必要な場合のお問い合わせ先

鹿児島県職員生活協同組合 県職員生協 総務部  
TEL(099-286-5451)

※申込時には、詳細パンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

また、新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。

記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。



## 今年度の制度改定

遺族附加年金事業に「こども育英年金コース」が導入されました

県職員生協は組合員の健康増進に取り組むことで

『健康かごしま21』を応援しています。

鹿児島県職員生活協同組合



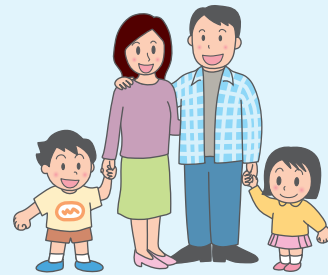
## 特 徴

## 退職後の取扱い

## 加入資格

### グループ保険

- 死亡・高度障害の場合、生活を立て直すための資金もしくはこどもの教育資金として、保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。
- 不慮の事故による入院(5日以上)の際に入院給付金が初日から支払われます。



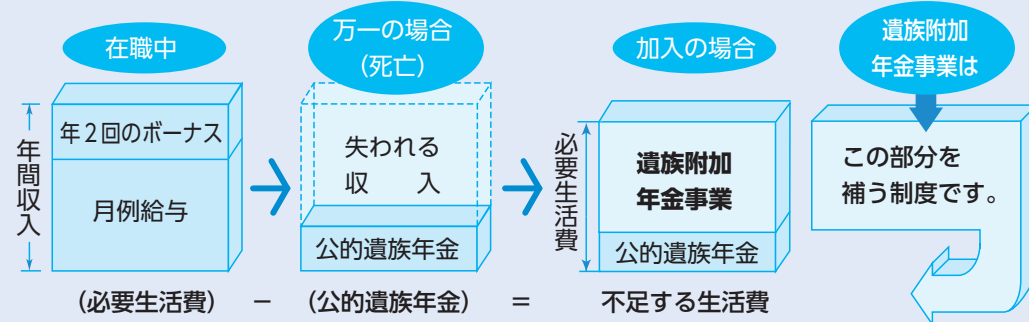
退職後も75歳まで現職中と同内容でご継続することができます。

※詳細についてはP23を参照してください。

- 本人** …鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満75歳6ヵ月までの方。
- 配偶者** …本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満75歳6ヵ月までの方。
- 子ども** …本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方。

### 遺族附加年金事業

- 公的遺族年金の補完を目的として、死亡・高度障害の場合、保険金が年金形式で支払われ、残されたご家族の生活を長期間にわたりサポートします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。



退職後も75歳まで現職中と同内容でご継続することができます。

※詳細についてはP23を参照してください。

- 本人** …鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満75歳6ヵ月までの方。
- 配偶者** …本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満75歳6ヵ月までの方。

#### 加入時のご注意

- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

### 健活

### 特定疾病サポート制度

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、所定の手術を受けられたときに特定疾病保険金をお支払いします。

また特約を付加することにより7大疾病および上皮内新生物を保障します。

※特定疾病サポート制度へのご加入には、グループ保険または遺族附加年金事業へのご加入が必要です。



悪性新生物  
(がん)



急性心筋梗塞



脳卒中

健康診断結果によって<sup>(※1)</sup>最大1ヵ月分の保険料をキャッシュバック!<sup>(※2)</sup>

(※1) 健康診断結果データの提出に同意し、提出いただいた方に限ります

(※2) 健康診断結果に応じた「ランク」でキャッシュバックの対象となるのは本人のみです。配偶者は対象外です。キャッシュバックがないランクもあります。

〈リビング・ニーズ特約〉

余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

退職後も75歳まで現職中と同内容でご継続することができます。

※詳細についてはP23を参照してください。

- 本人** …グループ保険または遺族附加年金事業に加入の鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満75歳6ヵ月までの方。
- 配偶者** …本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満75歳6ヵ月までの方。(配偶者だけの加入はできません。)

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

## オプション制度

	特 徴	退職後の取扱い	加入資格
医療サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気やケガによる入院や手術を保障！</li> <li>●入院給付金は継続した2日以上入院から！</li> <li>●手術給付金は何回でもお支払い！</li> <li>●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付！</li> </ul> 	<p>退職後も69歳まで現職中と同内容でご継続することができます。</p> <p>※詳細についてはP23を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人</b> …グループ保険または遺族附加年金事業に加入の鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満69歳6ヵ月までの方。</li> <li><b>配偶者</b> …本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。継続は、満69歳6ヵ月までの方。</li> <li><b>子ども</b> …本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在、満22歳6ヵ月までの方。</li> </ul>
所得サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職後の取扱いはありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人</b> …グループ保険または遺族附加年金事業に加入の生協組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳以上満64歳以下の方。</li> </ul>
賠償サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車で通行人にケガをさせた等の日常生活における賠償責任に対応（※仕事上の事故を除く）</li> <li>●公務に起因してなされた「住民訴訟」「民事訴訟」にも対応し、個人が負担する争訟費用、敗訴した場合に職員個人が負担する損害賠償金の補償を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職後の取扱いはありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人</b> …鹿児島県職員生活協同組合の組合員で、令和6年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。 なお、市町村長、議会の議長、議員の方および地方公務員でない方は、ご加入いただけません。</li> </ul> <p>また、以下の職業または職務に該当する方も、ご加入いただけません。</p> <p>オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方。</p>
健康づくりサポート	<p>目的に応じて“ココロとカラダ”の健康づくりをサポートする7つのメニューがご利用いただけます。</p> <p>健康への気づき  季刊誌「健康情報」</p> <p>制度運営費 月額 <b>200</b> 円</p> <p>まずは行動  ヘルシーファミリー倶楽部  相談ダイヤル  テレセカンド®  ホスピサッチ®</p> <p>更なる増進  WELBOX（ウェルボックス）  CLUB FUJITA  加入者専用サイト「ガイドデスク」</p> <p>※「健康づくりサポート」は明治安田生命保険相互会社が提供するサービスです。（事務委託先：明治安田ライフプランセンター（株）） ※健康づくりサポートへのご加入には、遺族附加年金事業へのご加入が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職後の取扱いはありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本人</b> …遺族附加年金事業に加入の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和6年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。</li> </ul>



## 告知内容

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。  
(グループ保険・遺族附加年金事業・特定疾病サポート制度・医療サポート制度・所得サポート制度)

本人

### 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・家族

### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

### 〈グループ保険・遺族附加年金事業〉

本人・配偶者・子ども共通

#### 【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

### 〈特定疾病サポート制度〉

本人・配偶者共通

#### 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

### 別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

### 告知の対象とならない事項

◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用 ◆歯科医師による虫歯の治療 ◆手術により完治した急性虫垂炎 ◆完治後のかぜ ◆色覚異常 ◆現在治療をうけていない花粉症・水虫 ◆妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

### 〈医療サポート制度・所得サポート制度〉

本人・配偶者・子ども共通

#### 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

#### 【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注) ①同一の病気転院・転科している場合は通算します。  
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
④「治療」には、指示・指導を含みます。



県職員生協は組合員の健康増進に取り組むことで「健康かごしま21」を応援しています。

グループ保険&遺族附加年金事業では、健康診断結果を活用し、みなさま(組合員)の健康増進をサポートする仕組みを始めました!

健康に興味がある方も  
そうでない方も始めてみませんか。  
はじめての一步が大切です!

若い方もぜひ今のうちに読んでみてください!



## 特定疾病サポート制度に加入していると…

Step 1

### 健康を「知る」

あなたの健康診断結果をわかりやすい健活レポートとして届けます。

健康状態・  
健診結果  
履歴



健康リスク  
チェック



Step 2

### 健康を「つくる」

あなたの健康診断結果に応じたアドバイスを見ることができます。

健康診断  
結果に応じた  
アドバイス



Step 3

### 健康を「続ける」

健康診断結果に応じたキャッシュバック(CB)があります。

最大1ヵ月分の保険料相当額がキャッシュバック

健康診断結果の数値をポイント化してランク判定します

① ランク判定は健康診断結果を使用します

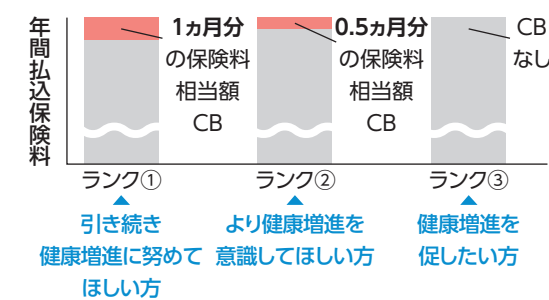
ランク判定

健康診断結果数値に基づき各項目をA~Dに区分

A~Dの区分と年齢・性別ごとに定めたポイントを付与

合計ポイントに応じてランク①~③を判定(ランク①が上位)

ランク①②の加入者に保険料をキャッシュバック



### ご注意ください

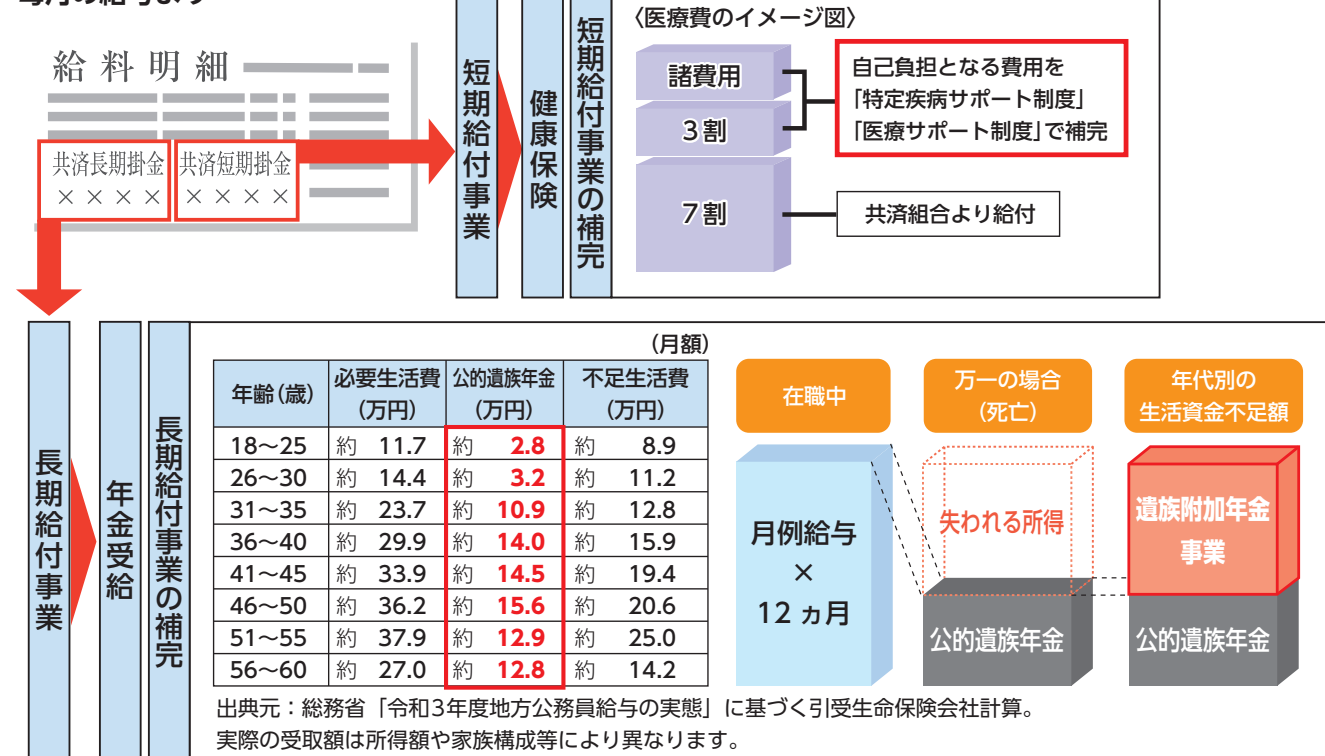
1. 特定疾病サポート制度だけに加入することはできません。  
(グループ保険または遺族附加年金事業に加入することが条件となります)
2. キャッシュバックの対象となるのは、特定疾病サポート制度ご加入者でかつ健康診断結果データの提出に同意していただいた方に限ります。
3. 組合員本人が退職した場合は、キャッシュバックの対象外となります。

※所定の申込書にて同意いただいた方は、県職員生協が法令に基づき提供を受けた健康診断結果を、一括して引受保険会社に提供します。また、データについては、健活レポートと保険料キャッシュバックのランク判定にのみ使用します。

# グループ保険&遺族附加年金事業について

## 趣旨

毎月の給与より…



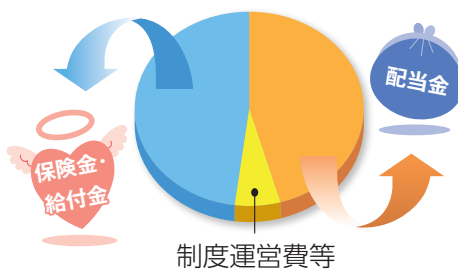
## 給付イメージ

万-の場合、生活復興資金としての一時金支払い(グループ保険)と生活維持資金としての年金支払い(遺族附加年金事業)により、その後の生活に必要な生活費を補います。



## 仕組み

1年間に集まった掛金



1月1日 12月31日

## 「助け合い」の制度です。

※グループ保険、遺族附加年金事業は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。  
※特定疾病サポート制度に配当金はありません。

令和4年度配当実績

グループ保険 約50.0%  
遺族附加年金事業 約14.3%

※上記配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

# こども育英年金コースについて

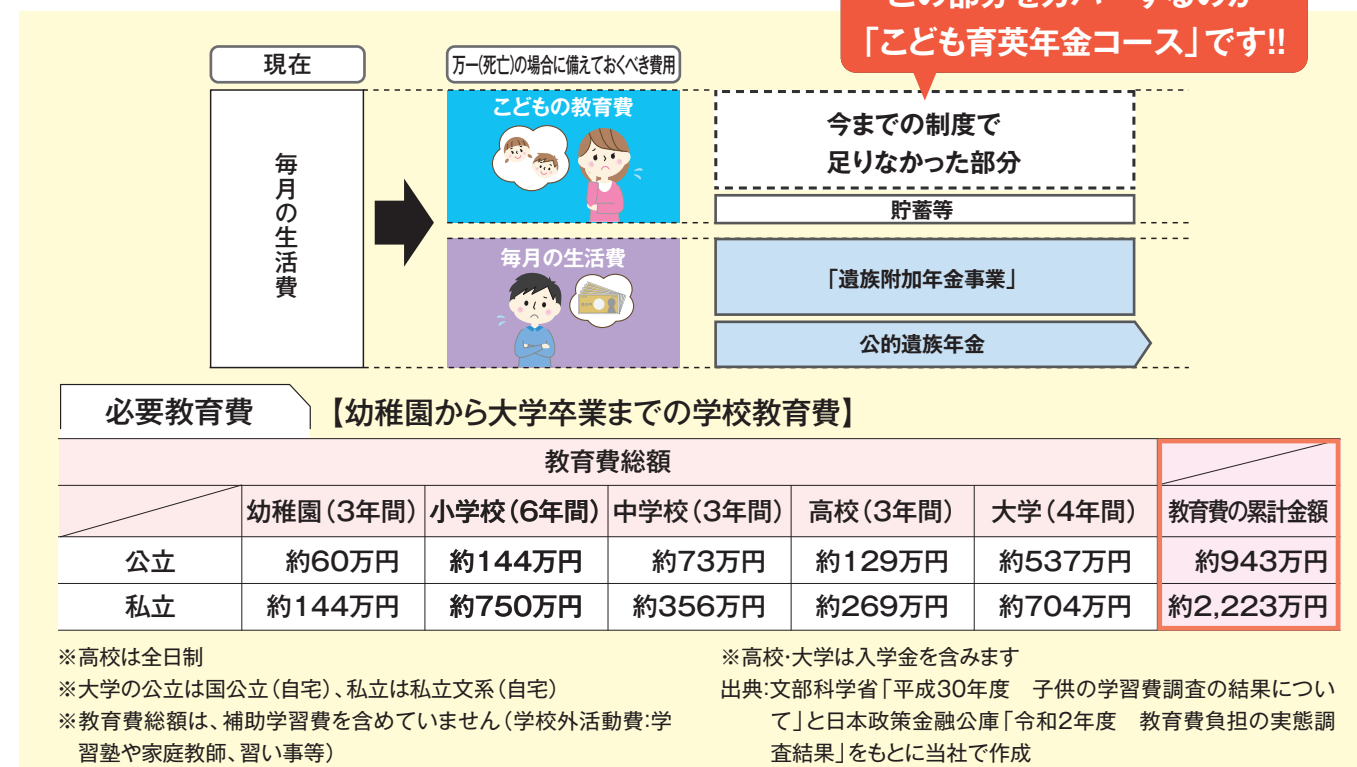
お子さまがいる方はご確認ください

## 教育費の準備はできていますか?

こども育英年金コースは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。お子さまの年齢にあわせて必要な教育資金を準備できます!



この部分をカバーするのが「こども育英年金コース」です!!



## 受取イメージ

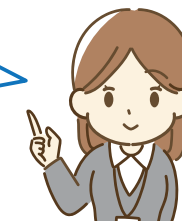
加入例	年齢	年金受取年額	受取総額	コース	年金原資
①お子さまが2名の場合の加入例	17歳	約60.6万円×5年	約303万円	アコース	年金原資300万円
	14歳	約64.0万円×8年	約512万円	イコース	年金原資500万円
②お子さまが3名の場合の加入例	17歳	約60.6万円×5年	約303万円	アコース	年金原資300万円
	14歳	約64.0万円×8年	約512万円	イコース	年金原資500万円
	9歳	約40.4万円×13年	約525万円	イコース	年金原資500万円

遺族附加年金事業に加入されていない方へ

「こども育英年金コース」セット加入用の専用コース(Xコース)ができました。詳細は13ページへ ※「こども育英年金コース」にご加入いただく場合は「遺族附加年金事業」への加入が必要です。



退職後(再任用含む)も団体扱にて継続する場合は、  
本人は1,200万円以下でのお取扱いになります。  
年齢にかかわらず、1,800万円以上にご加入の場合はコース変更をお願いします。



## 保障内容と月払掛金(概算)

加入対象区分	申込保険金額 一般の死亡・高度障害 (年金原資)【死亡・高度障害保険金】	不慮の事故を原因として事故の日から180日以内の				保険年齢	15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳
		死亡・特定感染症による死亡 【死亡保険金+災害保険金】	高度障害 【高度障害保険金+障害給付金 (給付割合表第1級)】	身体障害(程度により) 【障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)】	5日以上入院 (120日限度) 【入院給付金】※1日につき								
本人	3,000 万円	3,600 万円	3,600 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	4,050 円	4,830 円	6,120 円	8,250 円	11,460 円	16,020 円	23,880 円
						女性	3,030	4,260	4,950	6,510	8,370	10,290	13,260
	2,400 万円	3,000 万円	3,000 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	3,420	4,044	5,076	6,780	9,348	12,996	19,284
						女性	2,604	3,588	4,140	5,388	6,876	8,412	10,788
	1,800 万円	2,400 万円	2,400 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	2,790	3,258	4,032	5,310	7,236	9,972	14,688
						女性	2,178	2,916	3,330	4,266	5,382	6,534	8,316
	1,200 万円	1,800 万円	1,800 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	2,160	2,472	2,988	3,840	5,124	6,948	10,092
						女性	1,752	2,244	2,520	3,144	3,888	4,656	5,844
600 万円	900 万円	900 万円	210 万円～30 万円	4,500 円	男性	1,080	1,236	1,494	1,920	2,562	3,474	5,046	
					女性	876	1,122	1,260	1,572	1,944	2,328	2,922	
300 万円	450 万円	450 万円	105 万円～15 万円	2,250 円	男性	540	618	747	960	1,281	1,737	2,523	
					女性	438	561	630	786	972	1,164	1,461	
200 万円	300 万円	300 万円	70 万円～10 万円	1,500 円	男性	360	412	498	640	854	1,158	1,682	
					女性	292	374	420	524	648	776	974	
100 万円	150 万円	150 万円	35 万円～5 万円	750 円	男性	180	206	249	320	427	579	841	
					女性	146	187	210	262	324	388	487	
配偶者	800 万円	1,200 万円	1,200 万円	280 万円～40 万円	6,000 円	男性	1,440	1,648	1,992	2,560	3,416	4,632	6,728
						女性	1,168	1,496	1,680	2,096	2,592	3,104	3,896
	600 万円	900 万円	900 万円	210 万円～30 万円	4,500 円	男性	1,080	1,236	1,494	1,920	2,562	3,474	5,046
						女性	876	1,122	1,260	1,572	1,944	2,328	2,922
300 万円	450 万円	450 万円	105 万円～15 万円	2,250 円	男性	540	618	747	960	1,281	1,737	2,523	
					女性	438	561	630	786	972	1,164	1,461	
100 万円	150 万円	150 万円	35 万円～5 万円	750 円	男性	180	206	249	320	427	579	841	
					女性	146	187	210	262	324	388	487	
子ども	400 万円	600 万円	600 万円	140 万円～20 万円	3,000 円	男女共通	保険年齢3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1生) 一律 580円						
	300 万円	450 万円	450 万円	105 万円～15 万円	2,250 円	男女共通	保険年齢3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1生) 一律 435円						

## ご注意

- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人

- 脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- グループ保険、遺族附加年金事業、医療サポート制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。また、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。特定疾病サポート制度、健康づくりサポート、賠償

- サポート制度には配当金はありません。
- グループ保険を退職後も団体扱にて継続する場合、本人は1,200万円以下でのお取扱いになります。  
※パンフレットは、『みんなのMYポータル』上で閲覧してください。冊子での閲覧を希望する場合は県職員生協または引受保険会社までお問い合わせください。  
※保険年齢66～75歳の保険料は、みんなのMYポータルよりパンフレットをご確認ください。

## 保障内容と掛金(概算)

死亡・高度障害のとき 【加入対象区分：本人・配偶者】

### U1コース(本人) 月払いのみはUコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
										円	円	円	円
15~35	S.63.7.2~H.21.7.1	25	9.5	2,878	2,587	25	19.2	963	866	2,247	1,549	4,226	2,849
36~40	S.58.7.2~S.63.7.1	20	11.7	2,809	2,587	20	19.2	771	710	2,790	2,428	4,345	3,756
41~45	S.53.7.2~S.58.7.1	17	12.0	2,448	2,286	17	19.5	666	622	3,278	2,546	5,082	3,912
46~50	S.48.7.2~S.53.7.1	12	12.5	1,800	1,723	12	19.6	470	450	3,563	2,753	5,319	4,077
51~55	S.43.7.2~S.48.7.1	8	13.0	1,248	1,218	8	19.8	317	310	3,815	2,719	5,558	3,918
56~60	S.38.7.2~S.43.7.1	6	13.0	936	923	6	19.8	238	235	4,364	2,721	6,385	3,925
61~65	S.33.7.2~S.38.7.1	6	13.0	936	923	6	19.8	238	235	6,746	3,644	9,950	5,306

### S1コース(本人) 月払いのみはSコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
										円	円	円	円
15~35	S.63.7.2~H.21.7.1	20	9.5	2,302	2,120	20	19.2	771	710	1,860	1,287	3,465	2,336
36~40	S.58.7.2~S.63.7.1	20	9.5	2,302	2,120	20	19.2	771	710	2,305	2,008	4,345	3,756
41~45	S.53.7.2~S.58.7.1	17	9.6	1,970	1,840	17	19.5	664	620	2,658	2,069	5,065	3,900
46~50	S.48.7.2~S.53.7.1	12	9.7	1,411	1,350	12	19.6	470	450	2,814	2,179	5,319	4,077
51~55	S.43.7.2~S.48.7.1	8	9.9	953	930	8	19.8	317	310	2,937	2,100	5,558	3,918
56~60	S.38.7.2~S.43.7.1	6	10.0	720	710	6	19.8	238	235	3,380	2,116	6,385	3,925
61~65	S.33.7.2~S.38.7.1	6	10.0	720	710	6	19.8	238	235	5,212	2,826	9,950	5,306

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

- 掛金には、遺族附加年金事業にかかわる当生協の運営事務費(本人1人あたり月額100円)が含まれております。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

### A1コース(本人) 月払いのみはAコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
										円	円	円	円
15~35	S.63.7.2~H.21.7.1	18	9.6	2,077	1,930	18	19.2	693	644	1,702	1,181	3,143	2,119
36~40	S.58.7.2~S.63.7.1	18	9.6	2,077	1,930	18	19.2	693	644	2,107	1,837	3,941	3,407
41~45	S.53.7.2~S.58.7.1	15	9.6	1,741	1,642	15	19.3	581	548	2,382	1,857	4,477	3,447
46~50	S.48.7.2~S.53.7.1	10	9.7	1,174	1,135	10	19.6	392	379	2,381	1,848	4,480	3,434
51~55	S.43.7.2~S.48.7.1	7	9.8	828	812	7	19.7	276	271	2,577	1,846	4,859	3,425
56~60	S.38.7.2~S.43.7.1	5	9.9	594	589	5	19.8	198	197	2,821	1,773	5,352	3,290
61~65	S.33.7.2~S.38.7.1	5	9.9	594	589	5	19.8	198	197	4,341	2,362	8,341	4,448

### T1コース(本人) 月払いのみはTコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
										円	円	円	円
15~35	S.63.7.2~H.21.7.1	14	6.7	1,140	1,080	10	20.1	403	390	996	705	1,903	1,283
36~40	S.58.7.2~S.63.7.1	14	6.7	1,140	1,080	10	20.1	403	390	1,223	1,072	2,387	2,063
41~45	S.53.7.2~S.58.7.1	12	6.8	982	940	8	21.7	348	340	1,407	1,106	2,778	2,139
46~50	S.48.7.2~S.53.7.1	9	6.8	741	720	6	21.9	263	260	1,547	1,209	3,073	2,356
51~55	S.43.7.2~S.48.7.1	7	6.9	581	570	5	21.2	212	210	1,839	1,326	3,765	2,654
56~60	S.38.7.2~S.43.7.1	5	7.0	424	420	3	25.0	150	150	2,040	1,293	4,076	2,505
61~65	S.33.7.2~S.38.7.1	5	7.0	424	420	3	25.0	150	150	3,124	1,713	6,351	3,387

- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- グループ保険、遺族附加年金事業、医療サポート制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。また、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点で

- は確定していません。特定疾病サポート制度、健康づくりサポート、賠償サポート制度には配当金はありません。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 保険年齢66~75歳の保険料は、みんなのMYポータルよりパンフレットをご確認ください。

## 保障内容と掛金(概算)

死亡・高度障害のとき 【加入対象区分：本人・配偶者】

**B1コース(本人)** 月払いのみはBコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
										円	円	円	円
15~35歳	S.63.7.2~H.21.7.1	12年	約6.8万円	約982万円	約940万円	8年	約21.5万円	約344万円	約336万円	880円	626円	1,640円	1,105円
36~40歳	S.58.7.2~S.63.7.1	12年	約6.8万円	約982万円	約940万円	8年	約21.5万円	約344万円	約336万円	1,078円	946円	2,056円	1,777円
41~45歳	S.53.7.2~S.58.7.1	10年	約6.8万円	約821万円	約794万円	7年	約20.6万円	約289万円	約284万円	1,204円	950円	2,320円	1,786円
46~50歳	S.48.7.2~S.53.7.1	7年	約6.9万円	約580万円	約569万円	5年	約20.5万円	約205万円	約203万円	1,244円	976円	2,399円	1,839円
51~55歳	S.43.7.2~S.48.7.1	5年	約6.9万円	約416万円	約412万円	3年	約24.6万円	約148万円	約148万円	1,357円	986円	2,654円	1,871円
56~60歳	S.38.7.2~S.43.7.1	4年	約6.9万円	約333万円	約332万円	3年	約19.8万円	約119万円	約119万円	1,634円	1,043円	3,233円	1,987円
61~65歳	S.33.7.2~S.38.7.1	4年	約6.9万円	約333万円	約332万円	3年	約19.8万円	約119万円	約119万円	2,490円	1,375円	5,038円	2,687円

**Xコース(本人)** **こども育英年金コースのセット加入専用コース**です。

年齢	生年月日	月払掛金(概算)		保険金額(死亡・高度障害保険金)
		男性	女性	
15~35歳	S.63.7.2~H.21.7.1	183円	156円	100万円(一時金)
36~40歳	S.58.7.2~S.63.7.1	204円	190円	
41~45歳	S.53.7.2~S.58.7.1	239円	207円	
46~50歳	S.48.7.2~S.53.7.1	301円	254円	
51~55歳	S.43.7.2~S.48.7.1	405円	315円	
56~60歳	S.38.7.2~S.43.7.1	562円	384円	
61~65歳	S.33.7.2~S.38.7.1	820円	484円	

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

- 掛金には、遺族附加年金事業にかかわる当生協の運営事務費(本人1人あたり月額100円)が含まれております。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●「遺族附加年金事業」に配偶者もご加入いただけます。

申込コース	年齢(保険年齢)	月払掛金(概算)	
		男性	女性
800万円	16~35歳	664円	448円
	36~40歳	832円	720円
	41~45歳	1,112円	856円
	46~50歳	1,608円	1,232円
	51~55歳	2,440円	1,720円
	56~60歳	3,696円	2,272円
	61~65歳	5,760円	3,072円
500万円	16~35歳	415円	280円
	36~40歳	520円	450円
	41~45歳	695円	535円
	46~50歳	1,005円	770円
	51~55歳	1,525円	1,075円
	56~60歳	2,310円	1,420円
	61~65歳	3,600円	1,920円
200万円	16~35歳	166円	112円
	36~40歳	208円	180円
	41~45歳	278円	214円
	46~50歳	402円	308円
	51~55歳	610円	430円
	56~60歳	924円	568円
	61~65歳	1,440円	768円

- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- グループ保険、遺族附加年金事業、医療サポート制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。また、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点で

- は確定していません。特定疾病サポート制度、健康づくりサポート、賠償サポート制度には配当金はありません。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 保険年齢66~75歳の保険料は、みんなのMYポータルよりパンフレットをご確認ください。



## お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万一(死亡)があった場合のお子さまの  
**教育費の準備ができるようになります。**

「遺族附加年金事業」は公的遺族年金の補完として導入しております。  
この「遺族附加年金事業」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受けいただく「こども育英年金コース」が付加できるようになりました。



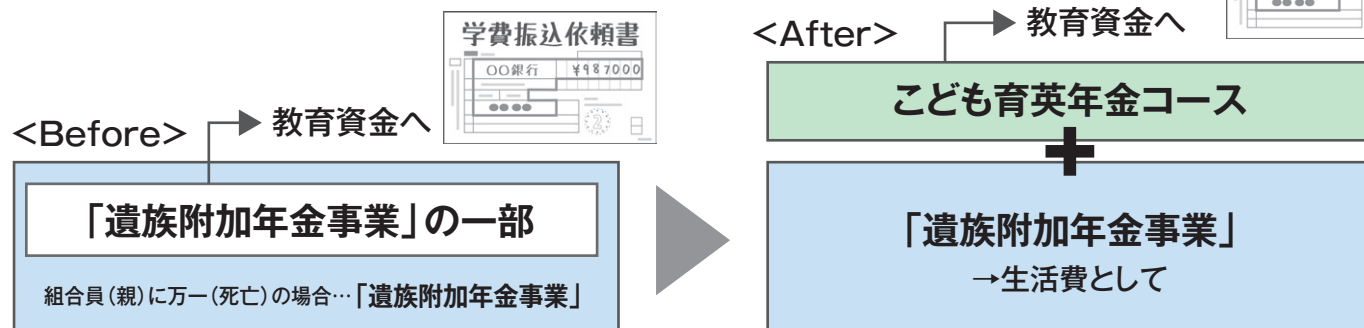
この部分をカバーするのが「こども育英年金コース」です!!

### こども育英年金コースとは??



### こども育英年金コースがあることで、より安心な準備ができます!!

お父さん、お母さん、  
この制度の受取人はこどもです!  
こどもの夢の実現と進学のために  
お手続きをお願いします!



「遺族附加年金事業」から支払われる保険金の一部をご遺族の方自身で整理しながら教育資金として準備が必要でした

「こどもの教育費」と「生活費」を明確にした保険金としてご遺族の方に準備ができます

こども育英年金コースは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

### 制度内容

本人が死亡・高度障害のとき

#### こども育英年金コースの受取イメージ

17歳	年金受取年額 約60.6万円×5年	受取総額 約303万円	(アコース 年金原資300万円の場合)
14歳	年金受取年額 約64.0万円×8年	受取総額 約512万円	(イコース 年金原資500万円の場合)
9歳	年金受取年額 約40.4万円×13年	受取総額 約525万円	(イコース 年金原資500万円の場合)

### 月額掛金

(単位:円)

本人保険年齢	イコース 500万円		アコース 300万円	
	掛金		掛金	
	男性	女性	男性	女性
15 - 35歳	415	280	249	168
36 - 40歳	520	450	312	270
41 - 45歳	695	535	417	321
46 - 50歳	1,005	770	603	462
51 - 55歳	1,525	1,075	915	645
56 - 60歳	2,310	1,420	1,386	852
61 - 65歳	3,600	1,920	2,160	1,152



#### 遺族附加年金事業に加入されていない方へ

「こども育英年金コース」セット加入用の専用コース(Xコース)ができました。  
※「こども育英年金コース」にご加入いただく場合は「遺族附加年金事業」への加入が必要です。

年齢	生年月日	月払掛金(概算)		保険金額 (死亡・高度障害保険金)
		男性	女性	
15~35 歳	S.63.7.2~H.21.7.1	183 円	156 円	100万円 (一時金)
36~40	S.58.7.2~S.63.7.1	204	190	
41~45	S.53.7.2~S.58.7.1	239	207	
46~50	S.48.7.2~S.53.7.1	301	254	
51~55	S.43.7.2~S.48.7.1	405	315	
56~60	S.38.7.2~S.43.7.1	562	384	
61~65	S.33.7.2~S.38.7.1	820	484	

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載のこども育英年金コースの掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中のこども育英年金コースのみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「遺族附加年金事業」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「遺族附加年金事業」本人コース脱退の場合は、こども育英年金コースも脱退となります。

#### 【こども育英年金コースの取扱い】

- こども育英年金コースは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。
- こども育英年金コースのみの加入はできません。「遺族附加年金事業」本人コースとセットで加入してください。
- こども育英年金コースは「遺族附加年金事業」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。

※特定疾病サポート制度へのご加入には、グループ保険または遺族附加年金事業へのご加入が必要です。

## 制度の特徴

令和3年  
1月更新時  
改定

### Point 1

健康診断結果によって(※1)  
**最大1ヵ月分の保険料を  
キャッシュバック!**(※2)

- (※1) 健康診断結果データの提出に同意していただいた方に限ります
- (※2) 健康診断結果に応じた「ランク」でキャッシュバックの対象となるのは本人のみです。配偶者は対象外です。キャッシュバックがないランクもあります。

### Point 2

特定疾病(※3)の治療費として  
保険金をお支払い!

- (※3) 特定疾病・・・悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中
- (※4) 7大疾病・・・悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変

### Point 3

特約を付加した場合、  
**7大疾病(※4)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物**の治療費として保険金をお支払い!

## 保障内容等

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額			
		100万円	200万円	300万円	500万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき	100万円	200万円	300万円	500万円
	特定疾病保険金(※2)				
7大疾病保障特約	死亡・所定の高度障害状態のとき	50万円	100万円	150万円	250万円
	死亡・高度障害保険金(※2)				
がん・上皮内新生物特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき	10万円	20万円	30万円	50万円
	がん・上皮内新生物保険金(※3)				

- ⚠ (※1) 「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

**リビング・ニーズ特約** 余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

(※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠ ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 月払掛金

■月払掛金<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円、200万円、300万円、500万円>

(単位：円)

年齢	男性 本人・配偶者															
	100万円コース				200万円コース				300万円コース				500万円コース			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
16~20歳	100	50	10	236	200	100	20	472	300	150	30	708	500	250	50	1,180
21~25歳	158	65	13	292	316	130	26	584	474	195	39	876	790	325	65	1,460
26~30歳	209	70	13	292	418	140	26	627	210	39	876	1,045	350	65	1,460	
31~35歳	214	80	14	308	428	160	28	616	642	240	42	924	1,070	400	70	1,540
36~40歳	263	105	16	384	526	210	32	768	789	315	48	1,152	1,315	525	80	1,920
41~45歳	354	135	20	509	708	270	40	1,018	1,062	405	60	1,527	1,770	675	100	2,545
46~50歳	488	195	30	713	976	390	60	1,426	1,464	585	90	2,139	2,440	975	150	3,565
51~55歳	811	340	47	1,198	1,622	680	94	2,396	2,433	1,020	141	3,594	4,055	1,700	235	5,990
56~60歳	1,342	540	72	1,954	2,684	1,080	144	3,908	4,026	1,620	216	5,862	6,710	2,700	360	9,770
61~65歳	2,098	920	124	3,142	4,196	1,840	248	6,284	6,294	2,760	372	9,426	10,490	4,600	620	15,710
61~65歳	3,267	1,465	227	4,959	6,534	2,930	454	9,918	9,801	4,395	681	14,877	16,335	7,325	1,135	24,795

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ※この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。
- ※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等をご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- ※保険年齢66~69歳の保険料は、みんなのMYポータルよりパンフレットをご確認ください。

- ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。
- 加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払込まれたものとしてお取扱いします。
- (※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。



月払掛金

■月払掛金<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円、200万円、300万円、500万円>

(単位：円)

女性																
本人・配偶者																
年齢	100万円コース				200万円コース				300万円コース				500万円コース			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
	100万円	50万円	10万円		200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
16~20歳	133	65	15	213	266	130	30	426	399	195	45	639	665	325	75	1,065
21~25歳	158	75	25	258	316	150	50	516	474	225	75	774	790	375	125	1,290
26~30歳	199	100	32	331	398	200	64	662	597	300	96	993	995	500	160	1,655
31~35歳	281	145	45	471	562	290	90	942	843	435	135	1,413	1,405	725	225	2,355
36~40歳	410	220	61	691	820	440	122	1,382	1,230	660	183	2,073	2,050	1,100	305	3,455
41~45歳	596	365	80	1,041	1,192	730	160	2,082	1,788	1,095	240	3,123	2,980	1,825	400	5,205
46~50歳	750	475	100	1,325	1,500	950	200	2,650	2,250	1,425	300	3,975	3,750	2,375	500	6,625
51~55歳	979	605	103	1,687	1,958	1,210	206	3,374	2,937	1,815	309	5,061	4,895	3,025	515	8,435
56~60歳	1,205	805	119	2,129	2,410	1,610	238	4,258	3,615	2,415	357	6,387	6,025	4,025	595	10,645
61~65歳	1,708	955	161	2,824	3,416	1,910	322	5,648	5,124	2,865	483	8,472	8,540	4,775	805	14,120

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。

※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はお加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払込まれたものとしてお取扱いします。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※医療サポート制度へのご加入には、グループ保険または遺族附加年金事業へのご加入が必要です。

制度の特徴

Point 1

病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払い!

Point 2

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付!

Point 3

手術給付金は何回でもお支払い!

保障額

【加入対象区分】

本人・配偶者・子ども

入院 (入院給付金)	手術 (手術給付金)	10,000円コース		5,000円コース		3,000円コース	
		日額	手術1回につき	日額	手術1回につき	日額	手術1回につき
病気やケガで継続して2日以上入院のとき	病気やケガの治療のため所定の手術を受けたとき	10,000円	手術内容に応じて	5,000円	手術内容に応じて	3,000円	手術内容に応じて
		5万円	10万円	2.5万円	5万円	1.5万円	3万円
		20万円	40万円	10万円	20万円	6万円	12万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

※手術給付金のお支払限度はありません。

月払掛金(概算)

年齢	本人・配偶者			子ども 0~22歳	
	10,000円コース	5,000円コース	3,000円コース	5,000円コース	3,000円コース
16~20歳	2,800円	1,400円	840円	一律1,355円	一律813円
21~25歳	3,500円	1,750円	1,050円		
26~30歳	3,980円	1,990円	1,194円		
31~35歳	4,210円	2,105円	1,263円		
36~40歳	4,340円	2,170円	1,302円		
41~45歳	4,800円	2,400円	1,440円		
46~50歳	5,660円	2,830円	1,698円		
51~55歳	7,180円	3,590円	2,154円		
56~60歳	9,300円	4,650円	2,790円		
61~65歳	12,590円	6,295円	3,777円		
66~69歳	17,490円	8,745円	5,247円		

※上記は加入者が300名以上499名以下の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。本人が脱退した場合には、配偶者、子どもは同時に脱退となります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。グループ保険、遺族附加年金事業、医療サポート制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。また、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。特定疾病サポート制度、健康づくりサポート、所得サポート制度、賠償サポート制度には配当金はありません。給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。対象となる手術、給付倍率等はパンフレットをご参照ください。パンフレットは、「みんなのMYポータル」上で閲覧してください。冊子での閲覧を希望する場合は県職員生協または引受保険会社までお問い合わせください。

※所得サポート制度へのご加入には、グループ保険または遺族附加年金事業へのご加入が必要です。

### 制度の特徴

#### Point 1

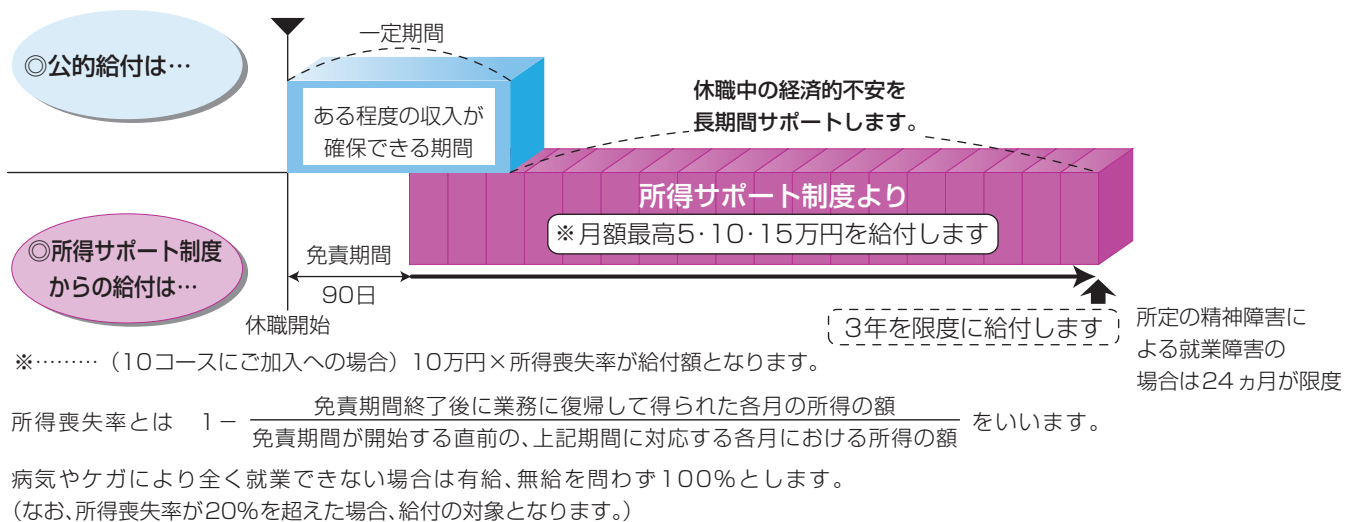
病気やケガにより免責期間90日を超えて  
**就業障害が継続した場合、**  
保険金をお支払い！

#### Point 2

就業障害が継続する限り、  
**最長3年間**(所定の精神障害の場合は24ヵ月が限度)を  
限度に保険金をお支払い！

### 補償内容

あなたももし病気やケガで90日を超えて長期休職となった場合



### 月払掛金

保険金月額、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

※年齢区分が変わると掛金が変わります。

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象 期間	5コース		10コース		15コース	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳～24歳	90日	3年	172円	99円	344円	197円	516円	296円
25歳～29歳			178円	123円	356円	246円	534円	369円
30歳～34歳			194円	170円	388円	340円	582円	510円
35歳～39歳			247円	263円	494円	527円	740円	790円
40歳～44歳			370円	443円	740円	885円	1,110円	1,328円
45歳～49歳			578円	702円	1,157円	1,405円	1,735円	2,107円
50歳～54歳			942円	1,080円	1,884円	2,161円	2,826円	3,241円
55歳～59歳			1,601円	1,673円	3,202円	3,346円	4,802円	5,019円
60歳～64歳	2,891円	2,690円	5,781円	5,379円	8,672円	8,069円		

※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。

※各コースよりいづれかを選択してください。

※所定の精神障害による就業障害の場合、補償対象期間は24ヵ月が限度となります。

※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など

### 制度の特徴

#### Point 1

業務遂行に起因してなされた  
「住民訴訟」・「民事訴訟」により  
職員個人が負担する**争訟費用**、  
敗訴した場合に職員個人が負担する  
**損害賠償金**をお支払い！

#### Point 2

日常生活における  
**賠償事故のリスク**に  
についても補償！

#### Point 3

個人賠償責任は  
本人の加入で**配偶者・子ども等も**  
補償の対象！

### ～賠償サポート制度の概要～

賠償サポート制度とは、業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、組合員のみならずが負担される争訟費用と法律上の損害賠償金(不当利得返還金を除きます)について保険金をお支払いする制度になります。また、日常生活において、個人的に賠償責任を負ってし

まった場合も補償する制度になります。

たとえば…

近年、自転車加害者となる事故が多発しています。近年の賠償額は以下のように高額になっています。

#### 自転車事故の判例

- ・帰宅する途中、無灯火で走っていて歩行者に気付かず衝突し、相手が死亡した。→ 賠償金1,169万円
- ・街灯のない道を走っていて、歩行者に気付かず衝突、相手が死亡。→ 賠償金3,912万円
- ・通学途中に走っていて、歩行者に衝突し、脊髄損傷による心身麻痺を負わせる。→ 賠償金6,008万円

出典元：交通事故民事裁判判例集



自転車で行人へのケガをさせた。  
(※仕事上の事故を除く。)

### ●鹿児島県では「かごしま自転車条例」にて自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています。

- 個人賠償責任部分では、本人の加入により
- ・配偶者
  - ・本人またはその配偶者の同居の親族
  - ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

まで補償対象となるため、ご家族の事故にも**月額670円で1億円**までの賠償額に対応することが可能となります。

また、人身事故だけでなく、お子さまの運転する自転車が自動車に追突し傷をつけてしまった際にも修理代をお支払いしております。

### 補償額と掛金

補償項目	Sコース 保険金額	月払掛金
		月払(分割払12回)、 団体割引10%(予定)
個人賠償責任	賠償責任保険金 <b>1億円</b>	<b>670円</b>
公務員賠償責任	争訟費用保険金 <b>500万円</b>	
	損害賠償金保険金 <b>5,000万円</b>	
傷害	死亡保険金 <b>50万円</b>	
	後遺障害保険金(程度により) <b>2～50万円</b>	

\*記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

\*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者(保険の対象となる方)となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更
  - 掛金の払込方法の変更 など
- ※補償内容の詳細は、パンフレットをご参照願います。

※パンフレットは、「みんなのMYポータル」上で閲覧してください。冊子での閲覧を希望する場合は県職員生協または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)個人賠償責任部分は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)。  
・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。  
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。



## 退職後制度の概要



退職時にご加入されていれば、退職後も最長75歳もしくは69歳まで継続することができます。

現職中制度	団体扱	個人扱	
		制度名称	保障内容
グループ保険 遺族附加年金事業	現職中と同じ内容で75歳まで継続可能	リレー定期	死亡・高度障害
特定疾病サポート制度	現職中と同じ内容で75歳まで継続可能 継続可能年齢が延長になりました!! (69歳→75歳)	退職後特定疾病サポート制度	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、所定の手術を受けられたとき。または、死亡・所定の高度障害のとき
医療サポート制度	現職中と同じ内容で69歳まで継続可能	退職後医療サポート制度	病気やケガで継続して2日以上入院のとき、病気やケガの治療のため所定の手術を受けたとき等
所得サポート制度	在職中のみ取扱	—	—
賠償サポート制度	在職中のみ取扱	—	—
健康づくりサポート	在職中のみ取扱	—	—

※退職後の制度内容等の詳細については、別途送付しますパンフレットをご参照ください。

※記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

※「リレー定期」へは「グループ保険」または「遺族附加年金事業」に退職日直前までに継続して2年以上ご加入されている場合、無診査・健康告知なしでご加入いただけます。

## 退職後制度加入スケジュール

3月末退職の場合(それ以外のご退職の場合は県職員生協までご連絡ください。)

### 2月中旬

#### 退職後制度資料の送付

退職予定の方は県職員生協まで資料をご請求ください。

## MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

